

令和元年度第1回東郷町国民健康保険運営協議会 会議録

- 1 日時
令和元年6月19日(水)午後1時30分から午後2時30分まで
- 2 場所
東郷町役場2階 大会議室
- 3 出席予定委員
被保険者代表・・・・・・・・・・3名（石川儀金、磯村義邦、近藤公夫）
保険医又は薬剤師代表・・・・3名（松浦誠司、桃沢 泰、柘植まち子）
公益代表・・・・・・・・・・・・・3名（杉原辰幸、松野一彦、近藤正弘）
※公益代表松野一彦氏の代理で金田英和氏出席
- 4 会議事件のため出席する者
福祉部長、保険医療課長、同課長補佐、国保年金係長、特定検診係
- 5 職務のため出席する者
町長
- 6 傍聴者
1名
- 7 会議内容
 - (1) あいさつ
 - (2) 委嘱状の交付
 - (3) 会長及び会長職務代理の選任
 - (4) 議題
 - ア 国民健康保険運営協議会の職務等について
 - イ 東郷町国民健康保険税条例の一部改正について（報告）
 - ウ 東郷町国民健康保険の概要について
 - (5) その他

令和元年度第1回東郷町国民健康保険運営協議会 進行表

<p>事務局</p>	<p>皆さまこんにちは。定刻前ですが皆様お揃いですので、会議を開催します。</p> <p>私は、本日の司会進行を務めさせていただき保険医療課長の柘植です。現在の出席委員の数は9名で、東郷町国民健康保険運営協議会規則第6条に規定する定足数に達しております。</p> <p>ただいまから令和元年度第1回東郷町国民健康保険運営協議会を開催します。</p> <p>本日は、大変ご多用のところ、委員の皆様にはお集りいただきましてありがとうございます。町では、夏季期間中にサマースタイルを実施しておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>それでは、会議次第に沿って進行させていただきますので、よろしく申し上げます。</p> <p>開会にあたりまして、町長よりご挨拶を申し上げます。</p>
<p>町長</p>	<p>(あいさつ)</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、委嘱状の交付をさせていただきます。本来であれば、委員お一人お一人に、辞令をお渡しさせていただくのが本意ではございますが、時間の関係もございまして、皆様の自席にご用意させていただき、辞令交付に代えさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>お手元の資料2枚目の委員名簿をご覧ください。名簿の順に、お名前を読み上げさせていただきます。</p> <p>被保険者代表といたしまして、</p> <p>石川儀金様、磯村義邦様、近藤公夫様</p> <p>保険医の代表といたしまして、</p> <p>松浦医院の松浦誠司様、もも歯科クリニックの桃沢泰様</p> <p>薬剤師代表といたしまして、</p> <p>ツゲ薬局の柘植まち子様</p> <p>公益代表といたしまして、</p> <p>東郷町社会福祉協議会会長 杉原辰幸様 東郷町商工会会長 松野一彦様 民生委員児童委員協議会会長 近藤正弘様</p> <p>続きまして、町の事務局職員を紹介します。委員名簿の裏面をご覧ください。</p>

事務局	<p>福祉部長 野々山睦正 保険医療課長 柘植幸則 保険医療課課長補佐 大原貴浩 国保年金係長 水野雅功 特定検診係 石田由恵</p> <p>続きまして「会長及び会長職務代理の選任」を行います。会長及び会長の職務代理者は、国民健康保険法施行令の規定により「公益を代表する委員」の中から選挙することと定められております。</p> <p>「公益を代表する委員」の3名の方から立候補、またはどなたかご推薦はありますでしょうか。</p> <p>(立候補、推薦ともになし)</p> <p>それでは、大変僭越ながら、事務局より「公益を代表する委員」の中から推薦させていただきたいと思っております。</p> <p>東郷町社会福祉協議会会長の杉原辰幸委員を会長に、東郷町商工会会長の松野一彦委員を会長職務代理に推薦いたします。それでは、お諮りいたします。杉原辰幸委員を会長に選任することにつきまして、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手全員)
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>全員賛成ですので、会長に杉原辰幸委員が決定いたしました。</p> <p>続きまして会長職務代理についてです。お諮りいたします。松野一彦委員を会長職務代理者に選任することにつきまして、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手全員)
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>全員賛成ですので、会長職務代理者に松野一彦委員が決定いたしました。</p> <p>それでは、杉原会長様は、会長席へお願いします。</p>
会長	(会長席に移動)
事務局	会長に就任されました杉原様から、ご挨拶をいただきます。
会長	<p>ただいま、会長にご指名いただきました東郷町社会福祉協議会会長の杉原辰幸でございます。</p> <p>会長という大役をいただきまして、本当に身の引き締まる思いでございます。先ほど町長様がおっしゃられていた非常に重要で中身の濃い内容の国民健康保険のより良い運営を皆様のお力を借りて総意を</p>

	もって進めていきたいと思ひます。どうぞご協力のほどよろしくお願ひいたします。
事務局	ありがとうございます。 ここで、町長は他の公務により退席させていただきます。
町長	(町長退席)
事務局	本日の会議でございますが、『東郷町附属機関等の設置等に関する要綱』に基づき、会議を公開としております。 会議の傍聴者は1名です。 (傍聴者入室) 傍聴者の方につきましては、『傍聴に関する要領』に基づき傍聴者の遵守事項を守り、会議開催中における会場の秩序維持にご協力をお願いします。 それでは、ここからの議事の進行につきましては、杉原会長様をお願いします。
会長	まず、本日の議事録署名者を指名させていただきます。石川儀金委員、磯村義邦委員の両名をお願いします。 では、会議次第に沿って進めさせていただきます。 1つ目の議題「国民健康保険運営協議会の職務等について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	(関係法規集に基づき説明) 【資料1】
会長	ただいま事務局より説明がありました「国民健康保険運営協議会の職務等」の説明について、何かご質問がありましたらご発言をお願いします。
委員	資料1の関係法規集で東郷町国民健康保険税条例を載せていない理由は何かありますか。資料2で条例改正などが議題となっているので載せておいたほうが良いと思ひます。今後議論する可能性があるのです、できれば次回もらえるとありがたいです。
事務局	議題1は運営協議会の職務についての説明であるため、今回関係法規集には国保税条例は載せておりません。次回の運営委員会の資料を郵送させていただくときに同封させていただきます。
会長	他にご質問はありませんか。 特にございませぬので、2つ目の議題「東郷町国民健康保険税条例の一部改正について」、事務局から報告をお願いします。
事務局	(資料に基づき説明) 【資料2】
会長	ただいま事務局より説明がありました「国民健康保険税条例の一部改正の報告」について、何かご質問がありましたらご発言をお願いします。
委員	2つお願いします。資料1ページの第23条関係の7割軽減につ

	いて、総所得金額 33 万円ということですが、例えば夫婦 2 人子供 2 人の場合で年収いくらぐらいの想定になりますか。
事務局	7 割軽減については、収入で 98 万円の場合、所得に換算すると 33 万円になりますので、収入 98 万円以下が 7 割軽減となります。
委員	所得金額 33 万円といわれてもピンとこないので実際の家族構成でいうとどのような家族を想定するのか。 もう一つは、家族数一人当たりにかかってくる均等割は少子化の中で制度自体の在り方が気になる場所である。これは国保の場合だけですか。その他保険制度についてもこのような均等割はありますか。
事務局	被用者保険については均等割という考え方はありません。 軽減の割合については、昨年 12 月末のデータで 7 割軽減が 16.32%、5 割軽減が 13.57%、2 割軽減が 14.89% で軽減になる方は全体で 44.78% が軽減になっています。
委員	保険税率等は基本的には国の水準に基づいてということが良いですか。例えば住民の方は近隣市町と比較して東郷町は国保税が高いとか感じたりしていると思うが実際のところどうですか。
事務局	国保税率は市町村が税率を決めています。税率を決める基礎となるものに県の示す標準保険税率があります。これがどういった要因で決められるのかというと、それぞれの市町村の医療費や被保険者の所得状況などいろいろな要因で決まっていますが、この辺りで比較しますと本町と豊明市は医療費水準が高いので比較的標準保険税率で示される値は高めになっています。 ただ、実際に現時点で賦課している税率は、標準保険税率にそれぞれの市町村は追いついていないため、多少の高低差はありますが東郷町だけが高いとか安いとかということではありません。
委員	同じ収入で東郷町と他市町で国保税の違いというのはあまりないということですね。
事務局	医療費水準と所得水準等で標準保険税率は変わってきます。その標準保険税率を基準に市町村は税率を決めているため市町村ごとの金額も変わります。今後東郷町の医療費を抑えることができれば標準保険税率は変わってくることも考えられます。
会長	続いて 3 つ目の議題「東郷町国民健康保険の概要について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	(概要を説明) 【資料 3】
会長	ただいま事務局より説明がありました「東郷町国民健康保険の概要」について、何かご質問がありましたらご発言をお願いします

	ます。
委員	2ページの収入状況ですけど、滞納というのは国保加入者の何%が滞納に当たりますか。
事務局	加入者の何割が滞納しているのか資料は持ち合わせていないので次回までには準備しておきます。
委員	愛知県では12%くらいと聞いたことがあり、東郷町ではどうなのか。人数、滞納率、滞納されていた方の収入状況など、収入がないから滞納であると想像は付くが、もし分かれば教えてください。
事務局	収入が低い方は先ほどの説明のとおり軽減がかかります。自営業でそれなりの所得があり、家族構成の大きい方は保険税の金額が大きくなります。そのため、一律に収入が低いから滞納というわけではなく、ある程度収入があり構成される被保険者が多い人は滞納になる可能性はあります。
委員	自分の実感として仕事を辞めて国保に加入したが、国保税は高いと感じた。これから滞納が増えるんじゃないかと懸念される。10何パーセントの滞納は、滞納せざるを得ない状況であるのか、単に支払いを怠っているだけなのか気になる場所である。 今も話を聞いていると毎年毎年見直しして税率を上げる方向に聞こえてくるが、ますます支払いが厳しくなってくると思われる。滞納すると保険証は取りあげられてしまうのか。
事務局	東郷町では保険証を取り上げることはしていない。通常保険証と短期保険証と資格証があり、資格証の交付は東郷町ではしていない。
委員	資格証では10割払わないといけない。ますます病院に行けないということにもなりかねないので、滞納者は何パーセントでどういう理由で滞納なのか、短期保険証は何世帯なのか、次回で良いので教えていただきたい。
委員	決算で話が出てくると思うが、資料3の2ページのところ「2. 主な収入状況」の繰入金で財政調整基金繰入金があり、「4. 国民健康保険財政調整基金」の状況で受入額175,740千円、払出額172,343千円となっていて余り3,397千円がよくわからなかったのもう少しわかりやすく説明してもらえますか。それと、差引額については全額払うという表現をされたのでその辺の関わりも教えてもらえますか。
事務局	財政調整基金の受入額というのは、前年度の決算剰余金が出た場合に翌年度の基金に積み立てるかもしくは翌年度の国保特会へ繰り越すという方法があります。その中で財政調整基金へ繰り入れた額というのがこの受入額となります。あとは利子積立金もありそれ

	<p>も含めた受入額になります。</p> <p>払い出し額の172,343千円は「2. 主な収入状況」の繰入金にあたります。基金から払い出しているので国保特会としては繰入額として同額が計上されます。</p> <p>その差引額が30年度の基金の残額ということで3,397千円ありますけれども、これについては、全額31年度の財政調整基金繰入金のほうに回す予定となっております。</p>
委員	東郷町において国保に加入していない人はいるのか。
事務局	国民皆保険であるので、他の保険に加入していなければ全ての方が国民健康保険の資格を持つことになります。ただ、手続きを基本的に14日以内にするのを案内はしていますが、自身の都合などで加入手続きをされていない人はいます。そういった人は保険証を持っていない状況ですが、国保の資格があります。
委員	そうすると申請が必要になるということですね。申請しておらず宙ぶらりんの状態で保険税だけがかかっていくことになる。例えば半年申請をほかっておいて国保に入りますという人は遡って入るからすごい額になる。
委員	今の話の中でまれなケースだと思うが、ずっと手続きしておらず、事故が起きてその時に限って手続きをし、国保に加入して保険税を払うということは現実的にできますか。
事務局	<p>実際に手続きしていなかった時期は病院に行っていないということで、ほんとに困って保険証を作りに来た時に原因日が3年も4年も前になってしまったということはごく稀ですが過去にはあります。</p> <p>2週間以内とはいえ、なかなかすぐに手続きできない人もいますし、反対に3年も4年も会社の保険に入っているけども国保の資格を喪失するのを忘れていたという人もいます。そういった場合も原因日まで遡って国保の資格を喪失することになり、二重課税をしないこととなりますので原因日をもって資格の管理をします。</p>
会長	<p>ずいぶんご意見いただきましたがお時間も過ぎておりますので本日の議題は、以上でございます。</p> <p>それでは、進行を事務局に返します。</p>
事務局	<p>杉原会長様、議事のお取り回しありがとうございました。</p> <p>以上で議題が終了しましたので、傍聴者の方は、ご退室をお願いいたします。</p> <p>また、会議資料につきましては、事務局にお返してください。</p> <p>会議資料は、近日中に町ホームページに掲載いたします。</p>
	(傍聴者退室)

事務局	<p>次第の「5 その他」について説明いたします。</p> <p>まずは、今年度の開催予定です。第2回の運営協議会開催日は、7月24日（水曜日）の午後1時30分からを予定しております。内容としては、平成30年度国民健康保険特別会計の決算についてのご審議をお願いするものです。連絡は、7月上旬に通知しますので、どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>また、第3回は12月下旬、第4回は1月下旬～2月上旬を予定しておりますので日程等決定しましたら改めてお知らせいたします。よろしく申し上げます。</p> <p>次に、お薬手帳と糖尿病性腎症重症化予防について説明いたします。</p>
事務局	（お薬手帳と糖尿病性腎症重症化予防事業の概要説明）
事務局	<p>以上をもちまして、令和元年度第1回東郷町国民健康保険運営協議会を閉会いたします。委員の皆様、長時間にわたり、ご審議いただきありがとうございました。</p>

議事録署名

署名 _____

署名 _____